

第15章

地域統合

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

ガット・IMF体制を中心とするグローバリズムは、戦後の世界経済の発展を支えてきた。しかし、90年代以降、先進国、開発途上国を問わ

ず地域統合は増加・拡大の一途をたどってきており、現在、世界貿易の相当の部分を占めるようになっている（図表15-1、15-2）。

<図表15-1> 世界貿易に占める各地域及び主な地域貿易協定の割合（モノ分野）

	輸 出					輸 入				
	輸出額(2003)		増減率(%)			輸入額(2003)		増減率(%)		
	10億ドル	シェア%	2003	02	95-00	10億ドル	シェア%	2003	02	95-00
世界	7294	100.0	16	5	5	7569	100.0	16	4	5
北米	997	13.7	5	-4	6	1549	20.4	8	2	10
（米国）	724	9.9	4	-5	6	1303	17.2	9	2	10
中南米	378	5.1	9	0	10	366	4.8	3	-7	9
西欧	3145	43.1	18	6	2	3178	42.0	19	5	3
アジア	1901	26.0	17	8	5	1739	23.0	19	6	3
（日本）	472	6.4	13	3	2	383	5.0	14	-3	2
（中国）	438	6.0	34	22	11	413	5.5	40	21	11
EU	2901	39.7	18	6	2	2920	38.6	19	4	3
NAFTA	1162	15.9	5	-4	7	1727	22.8	8	1	11
メルコスール	106	1.5	19	1	4	69	0.9	10	-26	2
ASEAN	451	6.2	11	5	6	389	5.1	10	-5	1

（出所）WTO事務局編、WTO Annual Report 2004 International Trade Statistics より作成

<図表 15— 2 > 主な地域貿易協定における域内貿易・域外貿易の割合（モノ分野）

	輸出額 2003年					輸入額 2003年				
	全体 (10億 ^{ドル})	域内(%)		域外(%)		全体 (10億 ^{ドル})	域内(%)		域外(%)	
		シェア	増加率	シェア	増減率		シェア	増加率	シェア	増減率
EU	2901	61.9	17	38.1	17	2920	61.7	18	38.3	20
NAFTA	1162	56.0	4	44.0	6	1715	36.8	4	63.2	10
メルコスール	106	12.3	30	87.7	18	69	18.8	18	81.2	8
ASEAN	451	23.3	8	76.7	12	389	23.4	10	76.6	10

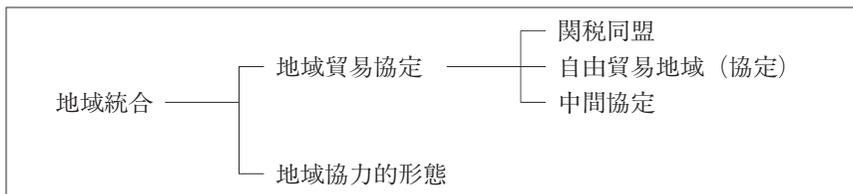
(出所) WTO 事務局編、WTO Annual Report 2003 International Trade Statistics より作成

(注) 増減率：2002 年度比

WTO では、地域貿易協定 (Regional Trade Agreement) を「関税同盟 (CU: Customs Union)」及び「自由貿易地域 (FTA: Free Trade Area)」、並びにそれらの形成のための「中間協定 (Interim Agreement)」の三つの概念に分類している (図表 15— 3 参照)。関税同盟と自由貿易地域の違いは、前者は締約国における全ての輸出入品が対象となるため、全ての品目に適用されるよう、域外への関税率・通商規則を同一にしなければならないのに対し、後者は当該自由貿易地域に参加した締約国の原産品のみに限定

されることから、域外への関税率・通商規則を特に同一にする必要がないことである。域内の関税・制限的通商規則を撤廃することにより域内の貿易を自由化することは両者に共通する点である。

なお、本章では、WTO 上の地域貿易協定と、これには含まれないアジア太平洋経済協力 (APEC) のような地域協力的形態のものとは合わせて、「地域統合」との用語を用いる。これを図式化すると、以下のようになる。



地域貿易協定は、ガット第 24 条により、域外に対して障壁を高めないことや、域内での障壁を実質的にすべての貿易で撤廃すること等の一定の条件の下、最恵国待遇原則の例外として正当化されるものである。したがって、域内の貿易の自由化を促進する面があるものの、域外に対して障壁を高めるような場合には、貿易の自由化が阻害されるため、WTO 体制が形骸化されることのないように、ガット第 24 条の適正な

運用が行われるべきである。

(2) 法的規律の概要

① WTO 協定における地域貿易協定についての規定

ガットは、第 1 条で最恵国待遇を基本的な原則として規定しており、特定国との間のみで関税を引き下げることが原則として許容しないこととなっている。

しかし、第24条において、関税同盟及び自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結が、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げることではなく、域内の貿易を容易にするという目的を有する場合には、貿易自由化の見地から許されるとし、以下の要件に適合することを条件（図表15-3）に、最恵国待遇原則の例外として認めている。

これまで、多くの関税同盟あるいは自由貿易地域のガット第24条との整合性の問題は、締約国団へ通報された個々の地域貿易協定ごとに設置された作業部会において審査されてきた。しかし、第24条は、「実質上のすべての貿易」、「その他の制限的通商規則」、「全体として…高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」等の曖昧な表現が用いられているため、地域貿易協定の審査は、ほとんどの場合、第24条の解釈をめぐる対立し、ガット整合的であると主張する自由貿易地域等の加盟国側とガット非整合的な点があると主張する非加盟国との両論併記で終わっている。

ガット第24条の解釈は、1957年のヨーロッパ経済共同体（EEC）を設立したローマ条約に対する審査において問題となり、1994年末までに審査を終了した69の作業部会のうち、整合性の問題につきコンセンサスに達することができたのはわずか6件という状況であった。また、ほとんどすべての地域貿易協定の審査においてガット第24条との整合性につき意見が対立したにもかかわらず、地域貿易協定の特惠措置がガット第24条で正当化されるかについてパネルで争われたのはこれまでに3件しかなく、パネル報告も未採択である（なお、WTO体制となってから地域貿易協定に関する数件の上級委員会報告が出されているが、これらの報告書は24条の核心部分について明示的な判断を下したわけではなく、24条の解釈を明確化する意義は未

だ存在する）。

UR交渉では、第24条の解釈を困難としている不明確な要件を無くすための討議が行われた。その結果、「関税の全般的水準」に関する要件については、「ガット第24条の解釈に関する了解」において、EUが用いてきた算術平均ではなく、貿易量を加味した加重平均を用いることが明記された。しかし、「実質上のすべての貿易」に関する要件については、主要産品を除くことは認められない旨の提案がなされたが合意に至らなかったため、以下のような限られた改善しか行われなかった（図表15-4）。なお、更に、サービス分野については、サービス協定（GATS）第5条にガット第24条と同様の表現を加えることとなった（図表15-5）。

また、2001年11月に開催されたドーハ閣僚会議で採択された閣僚宣言において、地域貿易協定に適用される現行のWTOの規定における規律及び手続の明確化及び改善を目指した交渉について合意がなされ、現在交渉が進められている。

<図表 15—3> ガット第24条における関税同盟、自由貿易地域、中間協定の要件

(第24条5項、8項の要件)		
	第24条5項	第24条8項
関税同盟	(a) 関税同盟の組織前に比し、関税の一般的な水準及びその他の通商規則がより高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a) (i) 関税その他の制限的通商規則(11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く)を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。 (ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 地域統合前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なもの又は制限的なものであってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則(11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く)を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	

(補償的調整)
 関税同盟：第24条5項(a)の要件を満たすに当たり、譲許税率よりも関税を引き上げる場合には、補償的調整を行う(第24条6項)。

(締約国団への通報、締約国団による検討)

- 自由貿易地域、関税同盟又は両者の中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通報しなければならない(第24条7項(a))。
- 通報後、締約国団は、中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、適当な場合には勧告を行う(同項(b))。

＜図表 15—4＞ ガット第 24 条の明確化のための解釈了解等

- (a) 1994 年のガット第 24 条の解釈に関する了解
- ・「関税の全般的な水準及び通商規則」の関税の計算方法については、貿易量を加味した加重平均関税率を用いる（パラグラフ 2）。
 - ・地域統合の完成までの期間は、原則 10 年以内とする（パラグラフ 3）。
 - ・関税同盟の構成国が譲許関税率を超えて関税を引き上げる場合には、関税譲許の変更等を行う前にガット第 28 条（関税交渉）に基づき交渉を行う（パラグラフ 4）。
 - ・関税同盟等の設立の結果として、関税率の削減の利益を得る加盟国は、関税同盟の構成国に対し補償を提供する（いわゆる「逆補償」）義務はない（パラグラフ 6）
 - ・物品理事会は、地域統合の創設、構成国の増加等に関する作業部会の事実認定の報告に基づいて適当な場合には勧告を行う（パラグラフ 7）。
- (b) アンチダンピング協定第 4 条 3 項
- 二以上の国がガット第 24 条 8 項(a)の規定により単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された全地域における当該産業は、一つの国内産業とみなされる。
- (c) 補助金協定第 16 条 4 項
- AD 協定と同様に規定。
- (d) セーフガード協定第 2 条 1 項脚注
- 本協定のいかなる規定も、ガット第 19 条と第 24 条 8 項の関係の解釈に予断を与えるものではない。
- (e) 原産地規則協定附属書 II
- 域内国に対し、特惠関税が適用される場合には、以下のようなことを確保。
- ・特惠原産地規則が適用される場合において満たされるべき要件を明確に定めること（パラグラフ 3(a)(i)）。
 - ・特惠原産地規則は積極的な基準を基礎としなければならないこと（パラグラフ 3(b)）。
 - ・特惠原産地規則に関する法律等をガット第 10 条 1 項（貿易規則の公表）に従って公布すること（パラグラフ 3(c)）。
 - ・特惠原産地規則を遡及的に適用してはならないこと（パラグラフ 3(e)）。

＜図表 15—5＞ サービス協定（GATS）第 5 条（経済統合）

- 以下の要件の下に域内のサービス貿易を自由化する協定を締結することができる。
- ・分野の数、影響を受ける貿易量及び提供の態様を勘案して、「相当な範囲の分野」を対象とすること（第 1 項(a)）。（ガット第 24 条 8 項では、「実質上のすべての貿易について」と規定されている。）
 - ・協定発効時又は合理的期間内における現行の差別的措置の撤廃、新たな又は一層差別的な措置の禁止（第 1 項(b)）。
 - ・協定外の加盟国に対して、それぞれの分野におけるサービス貿易に対する障壁の一般的水準を当該協定発効前の水準から引き上げるものであってはならない（第 4 項）。
 - ・逆補償を求めてはならない（第 8 項）。
 - ・なお、サービス協定において、地域統合を審査するための作業部会は「設置することができる」と規定されているのみで、ガットと異なり必ずしも義務付けられていない（第 7 項(a)）。

②開発途上国間の地域貿易協定の扱いについて

開発途上国間の地域貿易協定については、開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠となる東京ラウンド交渉の際の1979年の締約国団決定(いわゆる「授権条項」: Enabling Clause; 第1章「最恵国待遇」参照)において特則が合

意されている。授権条項は、以下のような要件に適合することを条件(図表15-6)に、開発途上国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す地域貿易協定を、ガット第1条(最恵国待遇)の例外として認めている(パラグラフ2(c))。

<図表15-6> 授権条項における要件

(要件)

- ・ 開発途上国の貿易を容易にし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない(パラグラフ3(a))。
- ・ 関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となつてはならない(パラグラフ3(b))。

(締約国団への通報、協議)

- ・ 締約国団に対する通報及び情報提供(パラグラフ4(a))。
- ・ 利害関係を有する締約国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること(パラグラフ4(b))。

この授権条項はガット第24条との関係につき何等言及していないため、授権条項による開発途上国間の地域貿易協定とガット第24条との関係について、以下の3通りのどの考え方を採用すべきか不明確となっており、授権条項に基づき通報された地域貿易協定は、追加的な問題を引き起こした。

- 授権条項は、途上国の輸出力増大・経済発展のために決定されたものであり、開発途上国間の地域貿易協定は、授権条項によって判断する。
- 授権条項は、本来、部分的・非包括的な協定を扱うものであり、また、措置を講ずる加盟国に対して一定の通報義務と協議義務を課しているに過ぎず、本格的な地域貿易協定を扱うものとしては不十分である。本格的な地域貿易協定については、あくまでも、ガット第24条によって判断する。
- 途上国間の地域貿易協定については、ガット第24条と授権条項の両方を勘案して

判断する。

本問題については、1992年3月に通報されたメルコスールの審査方法に関連してガットの中で初めて検討された。ここでは、メルコスールをガット第24条の下で通報すること及びその審査のための作業部会をガット理事会に設置することを要求する国があったが、検討の結果、理事会ではなく「貿易及び開発に関する委員会(CTD: Committee on Trade and Development)」の下で審査を行うこと及びその付託事項(授権条項及びガット第24条に照らし審査し、その結果を締約国団に報告するとともに、理事会にその写しを送付すること)につきコンセンサスが得られた。なお、1996年2月に後述するWTO地域貿易協定委員会(CRTA)が新設されたことに伴い、審査は同委員会で行われている。また、AFTAに関しても同様の議論が行われたが、いまだコンセンサスが得られておらず、現時点ではCTDへの通報のみが行われている。

上記のとおり、授権条項による地域貿易協定に対する規律の在り方が現在は不明確であることから、審査方法を明確化することにより、授権条項を根拠とした地域貿易協定が濫用されないよう十分注視する必要がある。

③地域貿易協定委員会（CRTA）における検討—規則及び手続の改善—

地域貿易協定の増大に従い、既存の地域貿易協定の定期通報の審査負担が増加することが予想される。このため、審査の効率化を目的とする単一の委員会による審査体制への移行が合意され、1996年2月の一般理事会で地域統合についての専門委員会として「地域貿易協定委員会（CRTA：Committee on Regional Trade Agreements）」が設置された。CRTAでは、従来、物品理事会、サービス理事会及びCTDの下で、地域貿易協定ごとに設置された個別作業部会が行っていた審査を統一的に実施し、審査の効率化を図ること等のほかに、地域統合が多角的貿易体制に与える影響の分析等を検討することが合意された。具体的には、(a)通報された地域貿易協定（※）の審査、(b)既存の地域貿易協定の実施状況の報告システムの検討、(c)審査手続の改善策の検討、(d)多国間貿易体制に対し地域貿易協定がもつシステミックな問題及び両者の関係の検討等が付託事項となった。

なお、上記のうち(a)を除く事項については、2001年11月のドーハ閣僚宣言で新ラウンドの交渉事項となり、現在はルール交渉部会で議論が行われている。

※通報された地域貿易協定の概要と審査状況についてはWTOウェブサイト上で年数回更新されている。

(http://www.WTO.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm)

(a) 地域貿易協定の審査

CRTA年次報告書によると、2005年1月時点で、162の協定が審査中である（審査継続中：38、事実審査終了：62、未開始：62）。地域貿易協定の審査は、事実審査は進んでいるものの、結果としてCRTA設置後1つも審査報告書は採択されていない（審査報告書案はすべて両論併記の内容となっている）。

(b) 既存の地域貿易協定の実施状況の報告を改善するための検討

ガット第24条の解釈に関する了解11により、既存の地域貿易協定は2年ごとの実施状況の報告が義務付けられているが、未だ実施されていないのが現状である。他方、サービスの地域貿易協定については定期的報告が義務付けられておらず、授権条項のもとにある地域貿易協定はCTDに報告されることになっているが、WTO協定との整合性を判断するために十分な報告がなされていないといった問題も存在している。このため、協定実施の報告を改善するための検討が進められている。実施状況の透明性を向上させることは有益であるが、詳細な報告を行うことの負担、法的義務を越える新たな義務、貿易政策検討制度（TPRM）との重複等を考慮して、通報の具体的方策が議論されている。

(c) 新規の地域貿易協定の審査手続の改善策の検討

新規の地域貿易協定審査において、協定発効後の審査の常態化や提供情報が不十分である等の問題を解決し審査手続を改善するために、情報提供の標準フォーマット及び審査手続が検討されている。標準フォーマットについては、物品及びサービスの両分野に関して非拘束のガイドラインとして合意に至り、また、審査手続についても、通報のタイミング、審査の標準処理

期間及び審査報告書の構成等について、非拘束である審査手続ガイドラインが今後もレビューされ改善されていくものとして合意に至っている。

(d) 多国間貿易体制に対し地域貿易協定がもつシステミック問題の検討(図表15-7)
WTOでは、システミック問題について、これまでの個別審査における議論や解釈の分かれ方

を踏まえて論点を整理したチェックリストが作成され、これを基に個別論点についての議論が進められている。地域貿易協定が関税以外のその他の通商規則については域外に対して障壁を上げたかを判断するために必要なガット第24条5項及び8項の「その他の通商規則」の概念、「実質上のすべての貿易」の基準に関する作業から開始されている。

<図表15-7> 地域貿易協定の有するWTOルールにおけるシステミックな問題の主要な論点

<p>①第24条5項「その他の通商規則の全般的な水準」 第24条5項は、関税及びその他の通商規則は域外に対して障壁を上げてはならないと規定しているが、障壁が上昇したか否かの評価方法については解釈が別れている。関税の全般的な水準については「貿易量を加味した加重平均」を用いることが合意されたが、「その他の通商規則の全般的な水準」に関する判断方法をどうすべきかが論点となっている。</p>
<p>②第24条4項と5～9項との関係 第24条4項は、関税同盟、自由貿易地域の目的が域内の貿易を自由化することにあり、域内と他国との貿易に対する障害を引き上げることにはないことを認めると規定。また、第24条5～9項は、関税同盟及び自由貿易地域がガット上認められるために、その関税及びその他の通商規則が満たすべき要件、ガット上必要な手続、関税同盟及び自由貿易地域の定義等を規定。 このため、4項はそれに続く5～9項によりその具体的内容を規定されており、4項自体は判断基準ではない(即ち5～9項の要件を満たせば自動的に4項を満たしている)という解釈に基づいて、関税同盟形成に伴って域外国に対して個々の措置ごとにみると新たに障壁が設けられたとしても、5項(a)の「全体として」保護の水準が上昇していなければ、4項でいう域外との障害を引き上げたことにはならないというEU等の意見と、4項それ自体も判断基準とする域外国との意見が対立している。</p>
<p>③第24条8項「実質上のすべての貿易」 第24条8項は、地域統合による域内自由化の対象は「実質上すべての貿易」と規定しているが、本項との整合性を分析するための合意された基準はなく、量的基準による整合性を主張する意見と、主要セクターが自由化されていない等を問題視した質的基準を要求する意見とが対立し、量的アプローチと質的アプローチを統合した基準作りが提案されている。</p>
<p>④第24条8項と他のWTO協定との関係 ガット第24条8項において、撤廃すべき制限的通商規則の例外として、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第20条が列挙されているにもかかわらず、第19条(セーフガード)及び第6条(アンチダンピング)が挙げられていないため、UR交渉によるWTO義務の拡大や関税同盟の拡大により問題が顕在化した。 具体的には、地域貿易協定の拡大に際して、従前の構成国で行われていた措置、(セーフガード、アンチダンピング、輸入制限)を新たな構成国に自動的に拡大すること、また、域内国を除外して域外国のみに対して措置を発動することが、第24条8項で正当化されるか否かが論点となっている。</p>

(3) 経済的視点及び意義

貿易や投資などに与える地域統合の経済効果は、大きく分けて静態的效果と動態的效果が考えられる。

< 静態的效果 >

地域統合に伴う域内国間の貿易障壁撤廃は、域内で取引される財・サービス価格の変化を通じて、域内・域外との貿易量や経済厚生をそれぞれ変化させる。域内障壁の削減に伴い、従来、域内国において行われていた輸出入がさらに拡大する場合(貿易創造効果)、輸入国の消費者は輸入していた同じ財・サービスを従来よりも安く消費することができ、一方、輸出国の生産者は輸出の拡大による利益を得ることができ、域内国の経済厚生は上昇する。

他方、地域統合においては貿易障壁撤廃の対象国が域内のみ限定されるため、従来、域外国から輸入していた財・サービスの一部は域内国からの輸入に転換される場合がある(貿易転換効果)。この場合、域内国の経済厚生が低下する。

< 動態的效果 >

上記、静態的效果に加え、地域統合の締結は、加盟国の経済成長に対して主に二つの経路で影響を与える。

(a) 生産性上昇に伴う経済成長

地域統合の締結は、以下で掲げる生産性上昇要因により、加盟国の経済成長率を上昇させる。

域内の貿易が削減される結果、市場規模が拡大し、規模の経済が実現することに伴う生産性上昇(市場拡大効果)、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入に伴う国内市場の競争促進による生産性上昇(競争促進効果)、海外の経営者、技術者などが自国市場に参入してくる場合に優れた経営ノウハウや技術が自国に拡散す

ることに伴う生産性上昇(技術の拡散効果)、加盟国間でより効率的な政策・規制のあり方に関するノウハウが共有されることに伴う生産性上昇(制度革新効果)。

(b) 資本蓄積に伴う経済成長

地域統合が締結される結果、加盟国の政策や規制に関する不確実性の減少、あるいは加盟国における期待収益率の上昇などを通じ、直接投資などの形態で海外から資本が流入・蓄積され、当該国の生産量の拡大に寄与する。

ただし、域外産品に対して差別的な貿易政策が地域統合によって採られた場合、地域間の投資パターンに歪みをもたらす可能性がある(投資転換効果)。

例えば、地域統合の原産地規則の要求が域外産品に厳しいものであれば、域内への輸出に替え、域内への直接投資が促されることが考えられる。

< 地域統合の経済的評価 >

上記各効果がトータルとして域内国及び域外国へどのような影響を与えるかは、地域統合の協定内容、加盟国の市場規模、所得水準、技術水準、産業構造などによって異なる。静態的效果の観点から域外国への影響を見た場合、地域統合の性格からして、対外障壁が絶対的に高まらなくても、相対的に高まることによって、域外国からの輸入が域内国からの輸入に対して競争上不利な立場に置かれがちであることは否めない。

しかし、動態的效果によって域内国の実質所得が上昇する場合、域外国との貿易増加も期待できるほか、域内国産業の生産性の向上によって対外競争力が強化されれば、将来的に域外国との貿易を自由化するための反対圧力も緩和されて、世界的な貿易自由化に対してもプラスの影響をもつと期待することができる。

趨勢的に見れば、多国間ベースでの関税引下げ努力により、地域統合の関税面での域外差別性は減少しているが、一方で、各種の域外差別的な規定、政策が導入され、域外国が不利益を被る例が見られる。具体的には、一部協定において、ガット/WTOの原則及び関連規定に反すると思われるものには以下のような例がある。

- ①原産地取得の要件を実質的に厳しくする。
- ②特定産品につき所定の条件を満たせば相互

に関税をかけない旨規定する

一方で、企業の新規参入を認めない。

- ③地域統合締結の直前に域外国に対する関税を引き上げる（駆け込み）。

このような事例が地域統合の組成に際して繰り返されることは問題である。域外国が地域統合に伴う利益を享受し、実質的な対外障壁を緩和するような形で統合が進められることが必要である。

2. 各地域統合の概観・動向

(1) 全体の動き

90年代以降、地域統合の動きは加速し、WTOに通報されている地域貿易協定（自由貿易協定（Free Trade Agreement (FTA)）等）の数は、1990年の31件から、2005年1月には162件に達している。

冷戦構造が崩壊し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EUの単一市場化(1992年)、NAFTA発足(1994年)を軸として、欧米諸国は、経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、経済構造改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂(1999年)は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域間でのFTA推進を世界的な潮流として、さらに加速させることになった。

シアトル閣僚会議以降、FTAに関しても新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、

関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、労働など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが生じたことである（従来のFTAの要素を含みつつ、特定の二国間又は複数国間で域内のヒト、モノ、カネの移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い取り決めを内容とする協定を経済連携協定（Economic Partnership Agreement (EPA)）と呼んでいる。）。FTAにおいて新分野のルールを規定する利点としては、WTOでの多角的交渉において空白になっているルールを機動的に補完できること等が考えられる。

近年のFTA(EPA)の第二の特徴としては、近隣国間での「地域統合」型でのFTAとともに、近接しない国・地域間でのFTAを締結する動きが活発化していることが挙げられる。例えば、EU・メキシコ協定、EFTA・メキシコ協定、韓国・チリ協定、EU・南アフリカ協定などが挙げられる。このようなFTAを締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を備えることにより、貿易の「ハ

ブ」としての機能を獲得し、投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、FTAがないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い等があると考えられる。

また、「地域統合型」のFTAについても動きがある。

WTOのカンクン閣僚会議決裂（2003年9月）後の米州における進捗は特に著しく、2003年11月には、米州34カ国がFTAA（米州自由貿易地域）の創設に向けて枠組みに合意（現在は交渉を中断）したほか、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が2003年12月、協定に署名した（現在、批准手続き中）。また、CAFTA（中米自由貿易協定）も2004年5月に署名した（発効時期未定）。

また、従来、取組が遅れていた東アジアにおいても、地域統合の動きが急速に進みつつある。なかでも、ASEANをめぐる動きは活発である。まず、ASEAN域内に関して、2020年までに経済統合を完了し、経済共同体を構築することが2003年10月に合意された。また、ASEANと中国との間では、2004年11月に物品貿易の自由化に関する協定に署名しており、ASEANとインドの間では、2005年6月の合意を目指して交渉中である。我が国も2003年10月、ASEANとの間で包括的経済連携の枠組みに合意・署名し、2004年2月から累積原産地規則等の協議を開始しており、同年11月の日ASEAN首脳会議において、2005年4月より交渉を開始することに合意した。また、日ASEAN経済大臣会合において、交渉開始から2年以内に終了するよう努力することを約束した。一方、二国間での取組については、2004年初よりフィリピン、マレーシア、タイとの間で交渉を開始した。フィリピンとの間では、2004年11月の日比首脳会談において大筋合意を確

認した。マレーシア、タイの間では、合理的な期間内に合意できるよう現在交渉中である。ASEANに対する取組に関しては、このほか、韓国が積極的な姿勢を示しており、2004年11月の韓ASEAN首脳会議において、2005年2月に交渉を開始し、2年以内に終了することに合意した。豪州・ニュージーランド（ANZ-CER）においても、2005年2月に交渉を開始し、2年以内に交渉終了することに合意した。また、両国は二国間での取組も同時並行的に推進しており、豪州においては、2005年1月より、タイとの間で協定が発効されている。ニュージーランドにおいては、シンガポールとの間で協定が発効されており、2004年11月にはタイとの間で実質合意に至った。米国もシンガポールとの間での協定発効に続いて、2004年6月にタイとの間で交渉を開始した。また、隣り合う先進国間としては唯一、FTAのなかった我が国と韓国の間でも、2005年内の実質合意を目標として、2003年12月から交渉を開始した。

このように、米州、東アジア、オセアニア地域等における地域統合等に関する取組の進展を受け、2004年11月のAPEC閣僚会合では、FTAに関するベストプラクティスが採択され、APEC加盟国が締結するFTAは、APECの原則及びWTO協定との整合性、包括性、透明性、貿易円滑化等の特徴を備えることとしている。

（2）主な地域統合の概観と各国等の動向

①米州

（a）北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）の概観

カナダ、米国、メキシコの3か国で構成される北米自由貿易協定（NAFTA）は、1992年12月に調印され、1994年1月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組

みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則の統一等）に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。

NAFTAは、中南米諸国との関係強化を進めており、すでにチリとの間では、カナダ、米国、メキシコの3か国ともFTAを発効させている。

(b) 米州自由貿易地域 (FTAA : Free Trade Area of the Americas) の概観

キューバを除く米州34ヶ国による自由貿易地域を創設する構想であり、2005年1月までの協定締結、2005年12月までの協定発効を目標として交渉されてきた。米州域内の他の地域間FTAと同時並行的に交渉が進められているが、交渉は難航しており、2005年1月という期限内の協定締結は事実上不可能という状態になっている。米国がFTAAに盛り込むべく取組を推進している投資、知的財産権、労働・環境条項などの取扱いに対するブラジルの反対、また米国がFTAAでなくWTOで交渉すべきとしている農業補助金に関する取扱い等の問題があるが、2003年11月にマイアミで行われた閣僚会議においては、全締約国共通に適用される最低限の義務をFTAAで定め、それ以上の自由化等の約束については、締約国間で個別に交渉する、FTAAライト(Light)の成立を目指すことで合意した。しかしながら、この閣僚会合直後の第17回貿易交渉委員会(2004年2月)において、交渉方法に関する議論が膠着状態に陥り、交渉は一時中断している。

(c) 南米南部共同市場 (MERCOSUR : Mercado Comun del Sur) の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場(メルコスール)は、ブラジル、アルゼンチン、ウ

ルグアイ、パラグアイの4か国を構成国とし、2006年までに完成を目指す関税同盟の中間協定である。1996年にはチリ、ボリビアと、2003年にはペルーと2004年にはコロンビア、エクアドル、ベネズエラと経済補完協定を締結し、これら6か国を準加盟国としている(メキシコを準加盟国とする動きもある)。

また、現在交渉は中断されているが、FTAA(キューバを除く米州34か国による自由貿易協定)交渉に参加するとともに、EUとの間でも連合協定交渉(2005年4月に交渉再開予定)を行っている。

さらに、インド、SACU(南アフリカ、ナミビア、ボツワナ、レソト、スワジランドの5か国で構成)、韓国、カナダ等とも経済連携の強化を目指して交渉を進めるなど、経済連携に向けた動きを活発化させている。

(d) アンデス共同体の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体(CAN : Comunidad Andina)は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドル、ベネズエラの5ヶ国で構成し、2005年末までの共同市場発足を目標としている。

2003年12月に、コロンビア、ベネズエラ、エクアドルがメルコスール4ヶ国と自由貿易協定に署名、既にメルコスールと協定締結済のボリビア(1996年署名)、ペルー(2003年8月署名)と合わせ、CAN-メルコスールの自由貿易協定が成立した。

また、コロンビア、エクアドル、ペルーの3か国については、米国との間で現在交渉中である。

(e) 地域統合に向けた各国の主な動き

(ア) 米国

米国はこれまで、前述の北米自由貿易協定 (NAFTA) 並びにヨルダン及びイスラエルそれぞれとの二国間 FTA 以外には FTA を締結していなかったが、2002年8月の2002年通商法(貿易促進権限(TPA)を含む。)の成立を契機に、チリ、シンガポールを始めとして FTA 交渉を積極的に展開しており、さらに2003年9月のWTOカンクン会合が合意に至らなかったことにより、この動きを加速させている。米国は FTA のメリットとして、単なる貿易自由化による経済的なもののみならず相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全国規模で FTA を展開する意図を示している。最近の状況としては、2004年5月及び6月にそれぞれ豪州、モロッコとの間で協定に正式署名し、7月には両 FTA とともに議会承認が行われた。また、中米5ヶ国(エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ)との間では5月に、ドミニカ共和国との間では7月に協定に正式署名し、8月にはこれらを合わせて DR-CAFTA となり、9月に正式署名が行われた米バーレーン FTA とともに議会承認待ちとなっている。その他、現在交渉中のものとして、米州自由貿易地域(FTAA)、南部アフリカ関税同盟(SACU: South African Customs Union、ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランドの5ヶ国で構成)、パナマ、アンデス諸国(コロンビア、ペルー、エクアドル)、タイとの FTA があり、2005年3月には、アラブ首長国連邦、オマーンとの FTA 第1回交渉が開始されたところ

である。

(イ) メキシコ

メキシコは、これまで、米国、カナダ、EU、EFTA、イスラエル及びいくつかの中南米の国々など合計42か国と FTA を締結している。これに加えて、2005年4月、日本との経済連携協定が発効する予定である。

(ウ) チリ

チリはこれまで、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、EU、米国、韓国、EFTA との FTA を発効(合計35ヶ国)させ、また、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアとの間で協定に署名している。現在は、ニュージーランド、シンガポールとの3国間 FTA のほか、エクアドル、ペルー、中国等との間で交渉中である。また、我が国との間で、2005年1月より産学官による EPA/FTA 共同研究会が行われている。

②欧州

(a) 欧州連合(EU: European Union)の概観

1957年3月に調印されたローマ条約に基づき1958年1月に発足した欧州経済共同体(EEC)は、共同市場の創設を目指すもので、1968年までに関税同盟と共通農業政策を完成させた。また、域内障壁の撤廃、「モノ・人・サービス及び資本」の4つの移動の自由化を経て、経済・通貨統合に加え、政治的な面での統合も促進させるマーストリヒト条約が1993年11月に発効し、12か国で構成される「欧州連合(EU)」が発足した。その後、1995年1月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して15か国となった。さらに同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ1999年5月、2003年2月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする10か国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロ

ベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが2004年5月に正式加盟し、25か国体制となった。また、2004年12月に開催された欧州理事会において、2007年1月にルーマニア、ブルガリアがEUに新規加盟することが承認され、また、クロアチアとの間では2005年4月からの加盟交渉開始、トルコとの間では2005年10月からの加盟交渉開始に合意した。

趨勢的に拡大を続けるEUでは、求心力の維持、統合の深化を図るために、2004年6月にブラッセルにて開催された欧州理事会において、欧州憲法条約を採択し、2004年10月にEU全加盟国首脳間で本条約に調印した。加盟各国の批准を経て、早ければ2006年秋に発効する見通しである。

(b) EUのFTA締結に向けた動き

EUは、1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び1994年当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計6カ国）と、自由貿易地域より進んだ「人、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした「欧州経済領域（EEA：European Economic Area）」を発足させている。

地中海諸国との間においても経済関係の強化を進めている。1970年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、2010年までに地中海諸国との間に自由貿易地域の創設を目指している。

こうした周辺諸国以外にも広範な地域にわたる地域協力関係構築の動きを見せている。

アフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP諸国）

77か国とは、2000年6月にコトヌ協定を締結。これは、EUからACP諸国に対する特惠待遇による開発援助の性格が強かったロメ協定を後継するもので、自由貿易協定と一般特惠制度（GSP）との2本立てからなるEU-ACP諸国間の新たな協力関係を形成することを目的としている。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループとの交渉が開始されており、2008年までにACP内でいくつかの地域統合の整備・強化を図りつつ、各々の地域統合と経済連携協定を締結し、その後12年間の移行期間を経て2020年には完全な自由貿易地域を形成する予定となっている。

中南米諸国とは、まず2000年7月にメキシコと政治協力も含めた自由貿易協定を発効させた。その後、メルコスールともは包括的な政治経済連合を目指した、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む地域間協力枠組協定を1995年12月に発効させ、1999年からは2004年10月の合意を目指して交渉していたが、農産物市場開放に関する双方の意見の隔たりは大きく、2004年10月、リスボンにて開催された閣僚会合において、引き続き交渉を継続することに合意した。EUは、メルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方で、メルコスールはEUに対して、農産物・食品市場の一層開放を求めている。また、チリとも同様の政治経済連合を目指した政治経済枠組協力協定が発効（1999年4月）し、2000年から交渉を始め、2002年11月に合意した。米国との間では、1994年から1995年にかけて広範な貿易自由化を含む「大西洋自由貿易地域（TAFTA：Trans Atlantic Free Trade Area）」構想の検討が進められた。なお、この構想自体はEU加盟国の意見の相違等の事情により立ち消えになっているが、1995年12月の米・EUサミットで調印された新大西洋宣言（The

New Transatlantic Agenda)、さらに1998年5月の米・EUサミットにより、大西洋経済パートナーシップ(The Transatlantic Economic Partnership)が合意され、その行動計画をもとに貿易自由化の努力が進められている。

メキシコ・EU自由貿易協定は、1999年11月に合意、翌年7月に発効した。

これによりEUは、メキシコがNAFTA加盟国であることから、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。一方、メキシコは、米国とEUという二大市場と自由貿易協定を締結することによって米国への過度の依存を緩和させるとともに、ハブ機能を持つことによって、さらなる貿易・投資の拡大を期待できるようになった。

本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスの分野では、鉱工業品が100%の自由化、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化しているが、品目の国内産業のセンシティブ性やEUとメキシコの経済発展の度合いに応じて自由化のスケジュールに差をつけている。

③アジア

(a) ASEAN自由貿易地域(AFTA: ASEAN Free Trade Area)の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟10か国に跨る自由貿易地域である。

1993年1月より関税引き下げを開始した。共通実効特惠関税(CEPT: Common Effective Preferential Tariff)制度により、段階的に域内関税を引下げ、最終的には2003年までに0~5%に引き下げ、CEPT対象品目(付加価値の40%以上がASEAN域内で生産された全ての工

業製品と農産品)に関する数量制限を2003年までに撤廃するとしていたが、1998年12月のASEAN首脳会議において、CEPT対象品目の拡大及び対象品目の域内関税の引下げを目標の2003年から2002年に前倒しすることを決定した。その結果、ASEAN6か国(フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア)については、AFTAの実施目標より1年早め、2002年とすることとなった。2002年9月のAFTA評議会では、ASEAN6か国については、2002年1月1日をもって事実上域内関税の引き下げ目標が実現したとしている。なお、ベトナムは2003年、ラオス・ミャンマーは2005年、カンボジアは2007年を、可能な限り多くの品目の関税を5%以下に引き下げる目標年としている。

これに加え、CEPTに先立つ形で1996年11月に発効したASEAN産業協力スキーム(AICO: ASEAN Industrial Cooperation scheme)は、ASEAN諸国内で現地資本比率30%以上や現地調達比率40%以上などの条件の下、AICO適用製品として認定された製品について、域内の二国以上の認定国間で相互に0~5%の特惠関税が適用される制度である。AICOについては、2002年のASEAN経済閣僚会議において、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、シンガポールは2003年1月までに、AICO税率を0%にすることに合意した。2004年4月、ASEAN経済大臣会合において議定書に署名し、現在、各国が新AICO税率導入の通達作成等の国内手続きを実施中である。

また、1999年のASEAN首脳会議、経済閣僚会議では、域内関税をASEAN6か国については2010年、残りの4か国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)については2015年までに撤廃する目標を初めて宣言した。2004年11

月のASEAN首脳会議において、ASEAN経済共同体(AEC)実現に向け、優先11業種(木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光)のうち、航空・観光を除く製造業9業種において、当初予定より3年間前倒して、原加盟国においては2007年までに、新規加盟国においては2012年までに域内関税を撤廃することに合意した。

(b) ASEANを巡る動き

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド(ANZ-CER)等が、ASEANとのFTA締結への動きを活発化させている。

(ア) 中国・ASEAN FTA

2000年11月の首脳会議で、朱首相が中国・ASEAN FTAを提案。2001年11月の首脳会議では、①中国・ASEAN間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中国・ASEAN自由貿易地域(FTA)を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目(いわゆる「アーリーハーベスト」)を、今後の協議により決定することに合意。2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中国・ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名。2003年7月1日に発効。2004年11月の首脳会議において、「包括的経済協力枠組み協定」における物品貿易の自由化に関する協定に署名した。

【参考】中国・ASEAN「物品貿易の自由化に関する協定」の主な内容

① ノーマルトラック品目

- ・原加盟国(フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア)は2010年までに関税撤廃・引き下げを実施。
- ・新規加盟国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)は2015年までに関税撤廃・引き下げを実施。

② センシティブトラック品目

○ センシティブ品目

- ・中国、原加盟国については、400品目以内(HSコード6桁ベース)、かつ輸入額の10%を超えない範囲で認められる。また、CLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)のうち、CLMについては、500品目以内。Vについては500品目以内、かつ2004年内に決定する輸入額の上限の範囲内で認められる。
- ・中国及び原加盟国は2012年までに関税率を20%まで引き下げ(CLMVは2015年)、2018年までに最終税率を0~5%に引き下げる(CLMVは2020年)。

○ ハイリーセンシティブ品目

- ・中国及び原加盟国については、センシティブトラック品目のうち40%以内、あるいは100品目のいずれか品目数の少ない方が認められる。また、CLMVのうちCLMについては、40%以内の品目、あるいは150品目のいずれか品目数の少ない方が認められ、Vについては、2004年内に決定する予定。
- ・中国及び原加盟国は2015年までに関税率を50%まで引き下げる(CLMVは2018年)。

(イ) インド ASEAN FTA

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とする

ことなどを決定。政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月までに枠組み協定に署名した。2004年1月より交渉開始した。2011年(一部の国については2016年)までのFTA創設を予定(2005年6月、モノの貿易について交渉終了予定)。

タイとは二国間FTAも交渉中である。(2003年10月「枠組み協定」署名。)

(ウ) 豪州・ニュージーランド (ANZ-CER)

ASEAN FTA

2002年9月のアセアン・CER経済大臣会合において、豪・NZ (CER) とアセアンは「AFTA・CER-CEP」共同閣僚宣言 (FTAは含まれない) に署名した。これによりアセアンとCERの間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築に合意した。今後、2010年までにアセアンとCER間での貿易と投資を2倍にすることを目標に各分野で協力。2004年11月に開催されたアセアン-豪・NZ記念首脳会議においてASEAN-豪・NZとのFTA交渉を2005年早期に開始し、2年以内に交渉終了することに合意した。豪タイFTAは2004年7月署名済みで、2005年1月に発効。

(c) 地域統合に向けた各国の主な動き

(ア) シンガポール

シンガポールは積極的にFTA締結に向けた動きを展開している。これまで、ニュージーランドとの間で経済緊密化強化協力協定(2001年1月発効)、日本との間で日本・シンガポール新時代経済連携協定(2002年11月発効)、EFTAとの間で自由貿易協定(2003年1月発効)、豪州との間で自由貿易協定(2003年7月発効)、米国との間で自由貿易協定(2004年1月発効)を締結した。加えて、2004

年5月には、シンガポール・ヨルダン自由貿易協定が署名に至ったが、これは、シンガポールにとって中東の国との初の、ヨルダンにとってはアジアの国との初のFTAである。

その他、カナダ、インド、韓国、パシフィック・スリー(チリ及びニュージーランドとの三国間協定)、パナマ、カタール、クウェートと交渉中であり、バーレーン、エジプト、ペルー、スリランカとのFTAも検討されている。

(イ) インド

2003年10月、ASEANとインドの第2回首脳会談において、貿易・投資の自由化を目指し、包括的経済協力のための枠組み協定を締結。また同時に、タイとも同様の協定を締結し、2004年9月から82特定品目についてアーリーハーベストを実施する。シンガポールとも協議中。

2004年1月南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7ヶ国が対象となるSAFTA枠組み協定に署名。2006年1月に発効。2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている(再掲)。なお、スリランカとはFTA締結済み。

2003年6月印メルコスール間でFTA枠組み協定を締結。

(ウ) タイ

タイは近年各国との経済連携強化に積極的に動いている。豪州とは、2004年7月、協定に正式署名をし、2005年1月に協定が発効した。ニュージーランドとの間では、2004年11月に首脳間で実質合意を確認した。バーレーン、ペルー、インドの間では、枠組み協定を締結している。また、中国との間では、2002年11月、ASEAN全体との取組として、中

ASEAN 枠組み協定を締結した。現在、日本（2004年2月より交渉開始）、米国（2004年6月より交渉開始）と交渉中である。

(エ) マレーシア

マレーシアは他の ASEAN 諸国と比して、FTA に関する取組は遅れていたが、2004年1月より開始した我が国との FTA 交渉を契機に、各国との取組を進めている。我が国との間ではできるだけ早期に合意できるように現在交渉中である。その他各国との取組については、米国との間で2004年5月に貿易・投資枠組み協定 (TIFA) を締結し、本協定に基づいて合同協議会を設置した。韓国、豪州、ニュージーランド及びインドとの間では FTA 締結の可能性を検討するための共同研究を実施中であり、パキスタンとの間では2004年10月より特惠貿易協定 (PTA) の交渉開始に合意した。

(オ) 韓国

我が国との FTA 交渉は2005年中の合意を目指して交渉中である。2004年4月にはチリとの協定が発効し、2004年11月にはシンガポールと交渉妥結に至っている。

韓国は、2005年内は我が国も含め、複数の国・地域と同時並行的に FTA 交渉を行う予定である。ASEAN 10 カ国とは2006年末の交渉妥結を目標として2005年2月から交渉開始した。EFTA 4 カ国とは2004年の共同研究会の結果を受け、2005年1月より交渉開始した。また、2005年1月に、インドとの間で共同研究会を開催し、カナダとの間で、FTA 本交渉に先立つ事前協議を実施した。米国との間では、2005年2月に FTA 締結の可能性を検討するための実務者協議を開催した。メキシコとの間では2005年3月に第3回

目の共同研究会を開催する予定であり、メルコスールとも今後 FTA 本交渉に向けた共同研究を行う予定である。また、中国との間では民間レベル（研究機関）での検討を開始する予定である（別途、日中韓においても研究機関で検討中）。

このように、韓国は、近年、世界的に FTA が拡散する趨勢に効率的に対応するため、2004年12月より外交通商部に FTA 局を新設し、FTA 交渉の推進を加速化させている。

(カ) 中国

中国は、2004年11月の中 ASEAN 首脳会談における物品貿易の自由化に関する協定の署名など、近年、各国・地域との経済連携強化を積極的に推進している。香港との間では2003年6月に CEPA（香港と中国本土間の経済・貿易緊密化取り決め）を締結し、2005年1月から713品目の産品が無関税となるとともに、26のサービス分野のアクセス面の自由化が実現されている。湾岸協力会議 (GCC) との間では、2004年9月より正式交渉を開始しており、チリとの間では2005年1月に正式交渉を開始している。また、ニュージーランドとの間では、2004年11月の首脳会談において、できるだけ早期に交渉を開始することに合意しており、韓国、インド、豪州との間では、共同研究を実施中である。

(キ) 南アジア自由貿易圏 (SAFTA)

2004年1月南アジア地域協力連合 (SAARC) 首脳会議が開催され、加盟7か国が対象となる SAFTA 枠組み協定に署名。2006年1月に発効。2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている。

(ク) BIMSTEC

BIMSTECは、バングラディッシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計7ヶ国で構成されている。2004年2月、バングラディッシュを除き、FTA 枠組み協定を締結し、同年6月、バングラディッシュを含めて再調印した。2006年7月より関税の削減を開始し、最貧国(バングラディッシュ、ネパール、ブータン)を除き、2012年6月までに関税を撤廃する予定である。

現在、物品貿易の自由化に関する協定交渉を2004年8月より開始し、2005年12月までに交渉を終了する予定である。投資・サービスについては、2005年の然るべき時期に交渉を開始し、2007年までに交渉を終了する予定である。

(c) 東アジア共同体

東アジアの経済統合／政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアのEAEC(東アジア経済協力)構想が端緒である(ただし、地域主義の色が強く、米国の反対で頓挫)。その後、ASEAN+3が常設化され、東アジア共同体の機運が高まったことを受け、2001年のEAVG(東アジアビジョングループ)報告により共同体の実現に向けた検討が開始された。2002年にEASG(東アジアスタディーグループ)が短期17項目、中長期9項目の具体的方策をASEAN+3首脳会議に報告した。2003年の日ASEAN特別首脳会議において、将来の日ASEAN関係の基本的方針となる東京宣言を採択し、日ASEANは、東アジア共同体に向けた協力関係を推進していくことになった。2004年11月、ASEAN+3首脳会議において、2005年にマレーシアにおいて、EAS(東アジアサミット)を開催することに合意した。

【参考】 ASEAN+3 首脳会合における東アジア共同体関連の合意事項(2004年11月)

- ・EASGで合意された短期的措置及び中長期的措置の迅速な実施を評価。さらなるASEAN+3における協力分野の拡大・深化、特に通貨・金融・経済分野の協力強化を期待。
- ・アジア債券市場構想の促進の必要性を記載。また、東アジア自由貿易圏に関するAEM+3におけるフィージビリティスタディへの取り組みを歓迎。
- ・第1回の東アジアサミットを2005年にマレーシアで開催。今後、5月のASEAN+3外相会合においてコンセプトとモダリティを議論。
- ・併せて、東アジア共同体の形成に向け、2007年のASEAN+3首脳会合までに、将来の東アジア協力のための作業計画を策定。

(3) 日本における取組

我が国の通商政策の基本は、WTO新ラウンドへの主体的参画等による国際的な共通ルールの整備・強化、及び自由かつ透明な国際的経済活動の環境整備を目指すことである。しかしながら、WTOでは加盟国数の増加、交渉項目の多様化等の結果、機動的な交渉や合意形成が困難なものとなる傾向が見られる。また他方において、諸外国が経済連携強化に向けて取組を加速化させるなど、我が国の対外経済政策を取り巻く環境は近年著しい変化を遂げている。このような国際環境の変化を踏まえれば、我が国が対外経済政策をWTO交渉のみに依存することは、経済の活性化という国家目標を確実にかつ迅速に達成する上で十分なものではなくなりつつある。従って、WTOにおける取組を補完するものとして、地域間あるいは二国間における、自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)を戦略的かつ柔軟に活用しながら、多層的な対外経済施策を展開していく必要がある。

FTA（/EPA）の締結によって我が国が得られるメリットとしては、以下の点が考えられる。

- i) 域内企業間の競争と、エリアワイドでの経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、直接投資先としての魅力が向上する。
- ii) 関税の撤廃諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。
- iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待される。

以上のようなFTAのメリットは、他国に先んじてFTAを締結することによって得られる一方で、逆に、第三国間でFTAが締結されることになれば、FTAを締結していない国やその企業は、不利な立場に置かれることになる。

冷戦構造崩壊後、90年代を通じて欧米がFTAを積極的に推進してきた一方、我が国は大きく出遅れた。FTAを締結するには、農業分野など我が国のセンシティブセクターの自由化が大きな課題となるが、我が国経済との相互依存関係の深い東アジアにおいてもFTA締結が加速するなか、国益を見据えて、FTA推進に向けた一層の努力が必要であると考えられる。

【取組の状況】

現在、経済的に相互依存関係の深い東アジアとの取組を進めている。

(a) 東アジアとのEPA

我が国と東アジアの国々との間には、日本企業の生産拠点の展開をはじめとして、実態とし

てすでに深い経済的な相互の依存関係が構築されている。EPAによってこのような実態上の連携関係を事実上のものから制度化することは、成長が見込まれる東アジアにおける市場の確保と域内の取引コストの削減を通じて、我が国企業の利益を確実にかつ強固なものとし、さらには我が国経済の活性化にも資するものである。また、東アジアの他の国々にとっても、エリアワイドで障壁をなくすことによる域内分業・域内取引の増大、投資の促進等を通じた一層の経済成長や、これに基づく政治・経済の安定等のメリットを生じさせ、それがさらなる投資を呼び込んで経済的發展を生むという好循環を通じ、最終的に東アジア全体の安定と繁栄をもたらすものである。

我が国は、モノ、サービス、人、資本などがより自由に移動できるシームレスな経済圏を東アジア全体に構築することを将来の目標として、まずASEAN及び韓国との取組を進めている。

(b) ASEANとのEPA

日ASEAN間では、フィリピン、マレーシア、タイとの二国間での取組と日ASEAN全体での取組を並行して進めている。

(ア) ASEAN全体とのEPA

2004年11月の首脳会議において、2005年4月より交渉を開始することに合意した。また、経済大臣間において、2年以内に交渉を終了するよう努力することを約束した。

東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域である。しかし、一方で中国が経済的重要性を高めるなかであって、ASEANは域内の障壁の撤廃も含めて日本との間で障壁のない一つのエリアになってこそ、中国への一極集中を避けるための分散投資先として重

要な拠点となることが可能となり、また、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。ASEAN全体とのEPAは、日本とASEANを一つのエリアとして、人口6億5千万人、経済規模5兆ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。

さらに、ASEAN全体とのEPAは、日本とASEAN各国との二国間のEPAでは解決が困難な、エリアワイドでの制度統一を取り扱うことを可能とし、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した一体化が可能になる。例えば部品が日本・ASEAN域内で加工されながら転々とする場合には、二国間のEPAではカバーできないケースが生じるが、ASEAN全体とのEPAにおいて、「日ASEAN原産」の概念を定めて解決することとしている。

なお、ASEANをめぐる中国や韓国、インド等も取組を急いでおり、我が国としても他国に遅れることなく、EPAを締結することが重要である。日ASEAN EPAの実現により、我が国のGDPは約1.1兆円^{#1}～約2兆円^{#2}増加する効果が生じると試算されているが、一方で、仮に中ASEAN FTAが締結された場合には、日本のGDPが約3600億円^{#3}減少するとの試算がある。

(イ) フィリピンとのEPA

2004年2月より交渉を開始し、同年11月の日比首脳会談において、主要論点について大筋合意を確認した。また、今後は協定を完成させるため、条文作成等の作業を迅速に実施していくことを確認した。

本協定は、両国間の物品、人、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、

ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、さらには人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。本協定締結が実現した際には、両国が潜在的に有している相互補完性を発揮し、二国間経済関係を一層強化することにつながる。

なお、フィリピンへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(30%)、自動車部品(3～10%))、電気機器(電気機器部品(0～3%)、リチウムイオン電池(5%)等)、カメラ部品(3%)、液晶ディスプレイ(3%)、樹脂(1～10%)など(2004年)。

【参考】 日比 EPA の大筋合意概要

<p>1. 物品の貿易</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・鉱工業品双方の包括的な関税撤廃・引き下げ <p>2. サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセスを規定。反する規制のリスト化を約束 ・多くの分野における自由化の現状維持義務（スタンドステル）を規定 <p>3. 人の移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師、介護士については、日本語研修終了後、日本の国家資格を取得するための日本での就労を許可。 ・国家資格取得者に対しては、引き続き就労、許可。 <p>4. 投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止及び投資保護を規定。反する規制のリスト化を約束 ・多くの分野におけるスタンドスタイルを規定 	<p>6. 競争政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当局間の情報交換、規制執行活動上の協力・調整 <p>7. 知的財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議メカニズムを通じた知的財産保護及び執行の強化に向けた協議 <p>8. ビジネス環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両国への勧告権を有する官民からなる「ビジネス環境整備委員会」の設置 <p>9. 二国間協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9分野（貿易投資促進、金融サービス、中小企業支援、科学技術、人材養成、情報通信技術、運輸、観光、エネルギー及び環境）における二国間協力の推進
--	---

(ウ) マレーシアとの EPA

2004年1月より交渉を開始しており、合理的な期間内での合意を目指している。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出し、両国の経済的結びつきは深く、マレーシアとの経済連携の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果があり、今後の日アセアン経済連携の実現による大きな波及効果が期待される。自動車・自動車部品をはじめ、多くの高関税品目があり、EPAによる関税撤廃への期待が大きい。また、多くの進出企業にとって、投資ルールの整備やサービス自由化、その他のビジネス環境の整備は重要な意義を有している。

なお、マレーシアへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(60~200%)、部品(0~80%))、鉄鋼製品(主要鋼板類(50%)、新造タンカー(0~25%)、電気機器(30%)など(2004年)。

(エ) タイとの EPA

2004年2月より交渉を開始しており、合理的な期間内での合意を目指している。

タイは、ASEAN内では第1位の輸出相手国であるが、輸出品のほとんどが有税かつ高関税であり、EPAによる関税撤廃への期待が大きい。また、ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点（ASEAN中最多の進出企業数）であり、投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも非常に重要であり、政治的安定性と経済規模の大きさを有するアセアンの中核国タイとの経済連携は、日アセアン全体の経済連携を実現するための鍵である。

一方、タイ側は、我が国にとってセンシティブな農林水産品の輸出や、タイ調理師、タイ式マッサージ師、介護士等の人の移動の自由化に関心を示している。

なお、タイへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(80%)、ギアボックス(30%)等)、電気製品(冷蔵庫、

洗濯機(5%)等)鉄鋼製品(熱延鋼板(7.5%)、亜鉛メッキ鋼板(12%)等)など(2004年)。

(c) 韓国とのEPA

2003年12月より、交渉を開始しており、2005年以内に実質的に交渉を終えることを共通の目標としている。

日韓は、産業構造が比較的類似しており、EPA締結による市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争・協力、さらには経済構造改革を一層進展させ、両国の生産性・効率性を向上させる点から重要である。また、現在は比較的浅い関係にとどまっている投資関係の発展など、両国の経済関係のポテンシャルを顕在化させる契機として意義がある。(現在、隣り合った先進国でEPAを締結していないのは日韓両国のみである。)

なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(8%)、部品(8%)、電機製品(8%)、偏光材料のシート板(8%)など(2004年)。

(d) メキシコとのEPA

2002年11月より交渉を開始し、2年近くに亘る精力的な交渉の結果、2004年3月、関係閣僚間で本協定の大筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、2004年9月、両国首脳間で協定に正式署名した。また、2004年11月、両国において本協定が承認された。

今後、所要の手続きを経て、2005年4月1日に発効する予定である。

本協定の発効により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率(約16%(実効税率ベース))の大部分が10年以内に撤廃されるほか、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおける欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となる。

(e) インドネシアとのEPA

2003年6月、両国首脳間で、実務者レベルの予備協議開始に合意し、以後2回の予備協議を実施していたが、一時中断していた。その後、2004年11月のユドヨノ政権発足(同年10月)後初の首脳会談において、インドネシア側から二国間EPAの関心が示されたこと等を踏まえ、二国間EPAを念頭にした準備作業を再開した。2004年12月、中川大臣とマリ商業大臣との間で、二国間EPAを念頭に置いた「共同検討グループ」の設置に合意した。今後、日ASEAN包括的経済連携協定交渉の開始(2005年4月)を念頭に、二国間EPAに関する検討を早急に進める。

インドネシアは、ASEAN諸国の中で日本からの投資実績(278億ドル(累積投資額:1990年~2001年))が最大の国であり、経済連携によって既存の法制度間相互の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の向上を促進させることで、我が国企業にとって投資環境の安定性や予見可能性を高めることが可能となり、事業環境の改善が期待される。

インドネシアはASEAN域内で最大の人口(2.3億人)を擁しており、経済連携を通じて我が国企業の有望な市場への優先的なアクセスの確保を実現でき、また、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しているなど、インドネシアとの経済関係強化は我が国において重要な課題の一つとなっている。

(f) チリとのEPA

2004年11月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共同研究会」を立ち上げることに合意し、2005年1月末に第1回研究会を開催した。

チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・

経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国等、既に35カ国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA/EPAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが重要である。

なお、チリへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（完成車、部品）（6%）、タイヤ（6%）、原動機（6%）、映像機器（6%）など（2004年）。

(g) インドとのEPA

2004年8月、当省と印商工省・財務省の閣僚間において、EPAの可能性を視野に入れた次官級の「政策対話」を開始することに合意した。また、同年11月、首脳会談において両国の経済関係強化のあり方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意した。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。

なお、インドへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車部品（20%）、有機化学品（20%）、繊維品製造機械（20%）、マイクロプロセッサ（20%）、鉄鋼製品（10%、20%）など（2004年）。

（注1）

ハーテル教授、板倉氏による試算

（注2）

経済産業研究所 川崎研一博士による試算

（注3）

経済産業研究所 川崎研一博士による試算

コラム：日・メキシコ経済連携協定の概要について

2004年9月、メキシコシティにおいて日本・メキシコ両国首脳間で日・メキシコ経済連携協定の正式署名が行われた。本協定の発効により、両国間の物品の貿易において、ほぼ全て（99%超：金額ベース）の鉱工業品に課されている関税が10年以内に撤廃されるほか、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおける欧米諸国等と同等の競争環境を得ることが可能となる。

【経緯】

本協定の交渉の前段階として、2001年6月の日メキシコ首脳会談において設置を決めた産学官からなる「経済関係強化のための日メキシコ共同研究会」でFTA締結の可能性について検討が行わ

れ、2002年7月にFTAの早期締結を提言する報告書がとりまとめられた。これを踏まえて、2002年10月の日メキシコ首脳会談において、「日メキシコ間の経済連携強化のための協定」に係る交渉を開始することに両国首脳間で合意し、同年11月から交渉が開始された。

2002年11月より交渉を開始し、2年近くに亘る精力的な交渉の結果、2004年3月、関係閣僚間で本協定の大筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、2004年9月、両国首脳間で協定に正式署名した。また、2004年11月、両国において本協定が議会承認され、今後、所要の手続きを経て、2005年4月に発効する予定である。

【本協定の意義】

我が国にとり、平成14年に発効した日シンガポール新時代経済連携協定に次いで2番目の協定となるが、本協定は物品の貿易のみならず、サービス貿易、投資、政府調達、競争政策、ビジネス環境整備、そして人材育成や中小企業支援等の二国間協力など幅広い範囲を包括したものとなっており、また、欧米諸国等との相対的な経済的不利益を解消するなど初の本格的なFTAである。

我が国は本協定により、約1億人の人口を持ち、かつ、GDP世界第10位の経済規模を有するメキシコ市場へのアクセス拡大を通じて、北米、EU、中南米諸国等計42ヶ国とFTAを締結している同国を拠点として、グローバルなビジネス展開の可能性が広がることが期待される。また、メキシコがNAFTAに加盟(1992年)し、EUとのFTAを締結(1996年)するなど欧米諸国等との間で関税が撤廃された一方、我が国とメキシコとの間では平均16%の関税が存在していたために、欧米諸国の製品との厳しい競争にさらされてきたが、日メキシコ経済連携協定により欧米諸国等と同等のビジネス機会を享受することが可能となる。また、我が国はメキシコとの間に投資協定が存在していないため、投資の保護が不十分な環境を改善し、欧米諸国と同等の事業環境を得ることが可能となることも期待されるとともに、これまでFTA締結国を優遇する政策の展開によって我が国企業が不利益を被ってきたメキシコでの政府調達において、欧米諸国等と同等の競争環境に改善されることも期待される。

また、従来の通商交渉の議論の中心であった二国間の貿易投資の自由化に加えて、ビジネス展開上の環境整備(治安、労働、入国管理など)のための協議の場を政府間で設けることが協定上に明記され、両国企業間の貿易・投資が一層促進されることが期待される。

【本協定の概要】

○物品の貿易

本章では日メキシコ間の貿易について関税その他の制限的通商規則を撤廃する内容となっているほか、衛生植物検疫措置や強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する規定がなされている。

<鉱工業品分野における撤廃例>

総論

- ・日墨双方とも、ほぼ全ての品目について関税を10年以内に撤廃。

鉄鋼分野のメキシコ側自由化約束

- ・例外無く全ての鉄鋼製品について10年以内に関税を撤廃。
- ・そのうち、輸出額の約8割に相当する特定業種(電子、家庭用電気製品、資本財、自動車)向け製品については関税を即時撤廃。

自動車分野のメキシコ側自由化約束

- ・発効時より、自動車(乗用車及び大型を除くバス・トラック)について、前年のメキシコ国内における自動車の総販売台数の5%の新規無税枠を導入。7年目からは完全自由化を実施。
- ・既にメキシコ国内に生産拠点を有する企業向けの既存無税枠は別途維持。

○原産地規則

本章は、本協定において特惠税率を適用する原産品を認定する要件を定めるものである。要件の適用により、第三国の産品が締約国経由で輸入され特惠税率が適用されるといったいわゆる迂回輸入を防ぐことを目的とする。本章で一般的な規則を定め、附属書にて個別品目毎の規則を規定する。

○原産地証明書及び税関協力

本章は、原産品と認定される産品に対し発給される原産地証明書の発給体制及び輸出入に係る義務、原産品であることの確認、秘密保持等の諸事項について定め、両国間の貿易を円滑化するため税

関手続の簡素化等について両国が協力することを定めるものである。

○二国間セーフガード措置

本章は、本協定における関税の撤廃又は引き下げの結果としての輸入の増加により国内産業に重大な損害又はその恐れが発生した場合に、二国間の緊急措置として関税撤廃の約束を一時的に撤回できることとし、その内容及び手続を定めるものである。

○投資

本章は、投資の許可後の事業活動だけでなく投資の許可段階を含めた内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに特定措置の履行要求(パフォーマンス要求)禁止を定めるものである。同時に、政策上又は現行国内法上これら原則の適用を留保する分野については、「附属書に分野名を挙げるだけでなく留保内容の概要や根拠法令等も記載し、透明性の高いルールとなっている。」また、投資家保護の観点から投資家対国の投資紛争解決手続について詳細な規定を置くものである。

○国境を越えるサービスの貿易

本章は、附属書にて留保した現行の措置又は分野を除く全てのサービス分野について、締約国が他方の締約国のサービス提供者に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること並びに現地における拠点設置の要求を課さないことを約束し、二国間のサービス貿易の更なる自由化及び促進を図るものである。「附属書にはこれらの義務の適用を留保する分野名を挙げるだけでなく留保内容の概要や根拠法令等も記載し、透明性の高い約束となっている。」

○金融サービス

本章は、金融サービス分野におけるサービスの

貿易及び投資に関し、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)及びOECDの資本移動の自由化に関する規約における両国の約束を再確認するものである。かかる義務を含むこの章には、本協定の紛争処理手続を適用しないこととなっている。

○商用目的での国民の入国及び一時的な滞在

本章は、物品貿易、サービス貿易、投資に関係する商用目的の一時的な人の移動を促進することを目的としており、両国は一定の条件のもと(i)短期の商用訪問者、(ii)企業内転勤者、(iii)投資家、(iv)公私の機関との個人的な契約に基づき専門的な業務活動に従事する国民、の4つのカテゴリーに該当する相手国国民の入国及び一時的な滞在を認めることを約束するものである。

○政府調達

本章は、両締約国がこの協定の適用を受ける政府調達(対象となる機関等は協定別表に掲げられている。契約価格の基準額は附属書にて規定)について相手国の産品及びサービスを提供する者に内国民待遇を保障することを定めるものである。また、調達手続を定める規律については、日本の場合は、WTO政府調達協定の条項が、また、メキシコの場合は、NAFTAの条項が各々適用される旨定めるものである。

○競争

本章は、両締約国間の貿易・投資の流れ、市場の効率的な機能を円滑にするため、各締約国が、自国の関連法令に従い、互いに反競争的行為に対して適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為の規制の分野において協力すること等を定めるものである。

○ビジネス環境の整備

本章は、民間企業による貿易及び投資を促進す

るためには両締約国におけるビジネス環境の整備が重要であるとの認識から、(イ)ビジネス環境の整備のため両締約国間において随時協議をすることを定め、(ロ)両締約国の代表で構成され、民間の専門家も参加が可能なビジネス環境整備委員会の設置を明記したものである。

○二国間協力

本章は、両国の経済連携の強化に資するべく、貿

易投資促進、裾野産業、中小企業、科学技術、人材養成、知的財産、農業、観光、環境の9分野における二国間の協力について定めるものである。

○紛争解決

本章は、本協定の解釈・適用から生じる両国間の紛争を解決するため、仲裁裁判所を含む規則や手続を定めるものである。

3. 主要ケース

(1) トルコの数量制限の導入

トルコは、EU-トルコ関税同盟の締結にあたり、EUが従来から行ってきた繊維に関する残存MFA規制の実効を保つことを目的として、EUが数量制限を行ってきた品目と同様の品目について1996年1月1日より一方的に新たな数量制限を導入した。この措置は、WTO以前から残っていた措置以外には経過的セーフガードを除く新規の輸入制限措置の導入の禁止を定めた繊維協定第2条に明白に違反するのみならず、ガット第11条「数量制限の一般的禁止」に違反し、ガット第24条5項(a)「関税同盟の組織前の通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」の規定に明白に違反するものと考えられる。本案件にはパネル及び上級委員会において我が国も第三国参加していたが、その結果、ガット第11条、第13条に違反し、繊維協定第2条に反するとしてインド側の主張が認められた。

(2) 第4次ロメ協定とEUのバナナの輸入制限

1989年12月、EUはACP諸国（アフリカ・

カリブ海・太平洋諸国）との間で、加盟国と旧植民地国間の特恵措置を定める第4次ロメ協定を締結し（期間10年）、これに基づきバナナの輸入に関してACP諸国を優遇している（現在71か国）。

市場統合前のEUのバナナ輸入制度は、ACP諸国からの輸入に対してはロメ協定に基づいて従価20%の関税適用を免除した無税による輸入を認めており、さらにEU加盟国が輸入数量制限措置を行っていた。これに対して、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びヴェネズエラの要請によって1993年2月にパネルが設置され、同年6月パネル報告書が出された。その中では、EU加盟国の輸入数量制限措置がガット第11条1項（数量制限の一般的禁止）違反であるほか、ACP諸国に対するバナナの特恵措置がガット第1条違反であり、第24条で正当化されないとされた。しかし、EUはこのパネル報告書の採択に応じなかった。

またEUは、1993年1月の市場統合に伴い、バナナ輸入の共通制度として、従来の各加盟国が行ってきた輸入数量制限の代わりに関税割当制度を導入し、また関税も従価税を従量税に変

更することを決定した（同年7月施行）。

これに対し、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びヴェネズエラの5か国がガット第1条、第2条、第3条、第11条等の違反を主張。

二国間協議では合意に至らなかったため、1993年6月にパネルが設置された。パネルは、1994年2月に報告書を取りまとめ、①従価税から従量税への変更は、ガット第2条1項（譲許税率より不利でない税率の適用）違反、②関税割当の数量枠の配分及び税率における差別は、ACP諸国産バナナの販売を優遇するものであり、ガット第1条（最恵国待遇）違反とし、③ガット第1条違反は自由貿易地域等を理由として第24条により正当化されないとした。

第24条によりACP諸国へのバナナの特恵措置が正当化されるか否かについては、パネルは、ロメ協定がEUのみ貿易障壁を撤廃する義務を負い、ACP諸国は何ら義務を負わないことに着目し、一部の構成地域だけが制限的通商規則を廃止する非相互的協定はガット第24条の自由貿易協定に該当しないと判断した。したがって、EUがこれまでも主張してきた、第4部（貿易及び開発）の規定により先進国が発展途上国に対し一方的に貿易障壁を廃止し途上国に自由化の義務がない協定であっても第24条の要件を満たすとする解釈は、一般特惠制度にウェーバーが設けられたこと及び授權条項が合意された事実を考慮して採用しなかった。

本パネル報告書は、1994年3月以来、採択のため理事会に付されていたが、EUはその採択に応じないままガットが1995年末で終了したため、本パネル報告書は採択されることがなくなった。この間、EU及びACP諸国は第4次ロメ協定に関しガット第1条1項（最恵国待遇）についてのウェーバー（義務の免除）を申請し、1994年12月のガット総会においてその取得が

認められた。

なお、EUはUR交渉の中で、パネル提訴の取り下げと引換えにバナナの関税割当について増枠のオファーを行い、グアテマラを除く4か国との間で合意に達した。このうちコロンビア、コスタリカへの割当については、1995年1月1日から同合意内容に即して実施されている。

その後、ウェーバー取得後のEUの新たなバナナ輸入制度についても、1996年5月に米国、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ及びエクアドルの申立によりガット第1条（最恵国待遇）及び第13条（数量制限の無差別適用）等の違反を理由としてパネルが設置され、1997年4月にパネル報告が、9月に上級委報告がそれぞれ提出され、同月のDSB会合において採択された（本パネル報告書及び上級委員会報告書の内容については第II部第1章「最恵国待遇」、勧告の実施を巡る米・EU間の争いについては第II部第14章「一方的措置」を参照）。